

行方市
地域経済循環創造事業交付金申請事業
選定要領

令和7年(2025年)7月
行方市

1 選定の目的

地域資源を活かした先進的で持続可能な事業化の取組を促進し、地域での経済循環を創造することを目的とした総務省所管の地域経済循環創造事業交付金（以下「交付金」という。）において、全国から申請される事業の中から採択を受けるためには、市による伴走支援を実施し、申請する事業の磨き上げを行う必要がある。そのためには、行方市地域経済循環創造事業審査会（以下「審査会」という。）により、本市から申請を目指す事業（以下「申請事業」という。）を選定する。

本要領は、令和8年度における申請事業を選定するに当たり、必要な事項等を定める。

2 選定による効果

(1) 交付金の申請に向けた伴走支援

選定された申請事業について、総務省からの採択を目指し、市から交付金の申請をするまでの間、担当課による伴走支援を実施する。ただし、原則、各年度1事業までを上限件数とする。

(2) 市からの補助

市は、申請事業のうち、総務省において交付決定を受けた事業について、別に定める補助要項に基づき、補助金の交付を行う。

ア 補助対象経費

補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、地域経済循環創造事業交付金交付要綱（平成25年2月27日付け総行政第29号総務大臣通知）（以下「交付要綱」という。）第10条に規定する交付金の交付決定の日から同要綱第14条に規定する実績報告をした日までに要した次の表に掲げる経費とする。

経費の区分	内容
施設整備費	事業の遂行に必要な建物、建物附属設備及び構築物に係る設計、工事監理、建築工事、修繕及び購入に係る経費。ただし、用地取得費は除く。
機械装置費	事業の遂行に必要な機械装置に係る設計、工事監理、修繕、購入及びリース・レンタルに係る経費 （事業の遂行に必要な著作権等の無形資産の取得等に要する経費を含む。）
備品費	事業の遂行に必要な備品の購入及びリース・レンタルに係る経費
調査研究費	事業の遂行に必要なものとして、事業者等と連携する地域の大学が行う調査研究に係る経費。ただし、事業者等が直接行う調査研究に係る経費は除く。

イ 補助金額

補助金の額は、補助対象経費から事業者等が地域の金融機関等（※）若しくは日本政策金融公庫から受ける融資額又は一般財団法人地域総合整備財団の支援を得た地方公共団体から受ける無利子の貸付額（以下「融資額等」という。）及び事業者等の自己資金等の合計額を差し引いた額とする。この場合において、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

なお、補助金額の上限額は以下のとおりとする。

- | | |
|-------------------------------|----------|
| (ア) 融資額等が補助金額と同額以上1.5倍未満の額の場合 | 2,500 万円 |
| (イ) 融資額等が補助金額の1.5倍以上2倍未満の額の場合 | 3,500 万円 |
| (ウ) 融資額等が補助金額の2倍以上の額の場合 | 5,000 万円 |

※地域金融機関等：日本政策金融公庫、沖縄振興開発金融公庫、奄美群島振興開発基金、第1地方銀行、第2地方銀行、信用金庫、信用組合、農業協同組合等、地域活性化ファンド、民間クラウドファンディング、ふるさと融資を利用する場合の地方公共団体

3 選定の対象となる事業

申請事業の選定対象となる事業は、次の各号のいずれにも該当する持続可能な事業を行うために、事業者等が初期投資を行う事業（以下「補助金事業」という。）とする。なお、交付要綱及び交付金に係る総務省ホームページを参照すること。

- (1) 産官学金労言の連携により、地域の資源と資金を活用した地域密着型の事業であること。
- (2) 事業の実施により、本市の負担により直接解決・支援すべき公共的な地域課題への対応の代替となること。
- (3) 事業者等にとって新規事業であること。
- (4) 他の同様の公共的な地域課題を抱える地方公共団体に対する高い新規性・モデル性があること。

4 選定への参加要件

申請事業の選定に参加する事業は、次の(1)～(5)の要件を全て満たすとともに、申請事業の選定に参加する事業者等は、次の(6)及び(7)の要件を全て満たすこと。

- (1) 補助金事業の実施場所が本市内であること。
- (2) 交付要綱第5条に定める交付対象経費及び事業化後の収益報告に係る経費について、国が実施する他の補助金等の交付を受けていないこと又は受ける見込みがないこと。
- (3) 補助対象経費及び事業化後の収益報告に係る費用について、本市が実施する

他の補助金等の交付を受けていないこと又は受ける見込みがないこと。

(4) 補助金事業は、令和8年6月1日以降に着手し、令和9年2月28日までに完了すること。また、補助金事業の実施期間が2年にわたる場合、2年目の補助事業は令和9年4月1日以降に着手し、令和10年2月29日までに完了すること。

(5) 2(2)アに規定する補助対象経費のうち、融資額等の総額が2(2)イに規定する補助金額と同額以上であり、当該融資は無担保(補助金事業により取得する財産に抵当権その他の担保権を設定する場合を除く。)の融資であること。なお、上記の融資及び貸付額は見込みであっても選定対象とする。

また、経営者が事業者等の連帯保証人(経営者保証)となっていない融資であること。

(6) 本店所在地の市税、都道府県税、所得税(個人事業主の場合に限る。)、法人税及び消費税について未納がないこと。

(7) 行方市暴力団排除条例(平成23年行方市条例第21号)第2条に規定する暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

5 選定前に行う事前確認

(1) 目的

選定への参加に向けて、市が提出書類を確認するとともに、総務省に必要な照会を行い、補助金事業の実施計画及び収支計画等について助言や疑義等の確認を行う。

(2) 提出書類

事前確認を受けるため、事業者等は以下を提出しなければならない。

ア 事業実施計画書(様式第3号)

イ 補助金事業の工程表(任意様式)

ウ 申請事業の実施に当たり遵守すべき法令等及び取得が必要な許可等の状況(任意様式)

エ 補助金事業の詳細内容が分かる資料(任意様式)

オ 補助金事業の実施場所における登記事項証明書の写し

カ 直近2年分の市税(市町村税・特別区税)、都道府県税(道府県税・都税)、所得税(個人事業主の場合に限る)、法人税及び消費税に未納がないことを証明する納税証明書等一式

キ 令和7年度第1回行方市地域経済循環創造事業審査会 市事前確認用チェックシート(様式第4号)

(3) 提出部数

1部

(4) 提出期間

令和7年(2025年)7月22日(火)～8月29日(金)

(5) 提出先

住所：〒311-3892 茨城県行方市麻生1561-9
行方市 企画部 政策秘書課

電子メール：seisaku01@city.namegata.lg.jp

(6) 提出方法

上記(5)に記載のメールアドレス宛に電子メールで提出すること。なお、上記(2)の提出書類のうち、ア～エ及びキは、エクセル又はワードデータ、オ及びカはPDFデータで提出すること。

(7) 事前確認を行う期間

令和7年(2025年)7月22日(火)～9月5日(金)
上記の期間中に、上記5(1)に規定する事前確認を行う。

6 選定

(1) 審査会

ア 設置

本市が令和8年度に総務省所管の地域経済循環創造事業交付金へ申請を目指す事業を選定するため、透明性及び公平性を確保し、適正に事業を選定することを目的とした審査会を設置する。

イ 開催

審査会は申請事業の選定への参加があった場合に開催し、非公開とする。また、審査会は令和7年(2025年)10月中旬に行方市役所での開催を予定しているが、詳細は別途通知する。

ウ 審査方法

事業実施計画書等の提出書類及びプレゼンテーションを総合的に審査する。

エ プレゼンテーションにおける留意事項

- (ア) 出席者は3名以内とし、本補助金事業の責任者は必ず出席すること。
- (イ) 実施時間は、1事業者につき30分以内(プレゼンテーション15分以内、質疑応答15分以内)とする。
- (ウ) プレゼンテーションは事業実施計画書等を用いて行うこと。当日の追加資料の提出及び提示は認めない。

オ 審査基準

審査会の構成委員は、以下の基準をもって採点を行う。

No		審査項目	評価の判断基準・着眼点	配点
1	事業	地域資源の活用	・地域の名産品、特産品、地元名産の原材料等の地域資源を活用する事業であるか。 ※原材料を地域外から仕入れて製造した単なる加工品を地域資源とするもの、単に空き家、廃校を改修して活用するもの等ではないか。	15

2		公共的な 地域課題の解決	・地域経済の循環、関係人口の増加、耕作放棄地の活用、空き家・廃校の解消、国指定重要文化財の修復と活用、研修施設を整備し後継者を育成等、当市の地域課題の解決につながる事業であるか。 ・行方市総合戦略書、その他の市計画に掲載されている課題等と合致するか。 ※単に空き家、廃校を改修して活用するものや、単なる施設整備や事業拡大など、地域への波及効果や課題解決効果が見受けられない事業ではないか。	20	
3		事業の新規性	・事業者にとって新規ビジネスであるか。 ※単に生産量を増加させるもの、工場を増設するもの等の既存事業の拡大等ではないか。	5	
4		事業のモデル性	・市内で前例のない取組みであり、同様の地域課題を抱える他自治体のモデル性となり得る事業か。 ・市内の類似の事業との整理がついており、非競合性が確保できている事業であるか。	15	
5		実現性・継続性	事業の実現性	・事業内容及び事業戦略は具体的かつ確実性があるか。	10
6			雇用計画	・地域人材の雇用計画及び育成計画に具体的かつ確実性があるか。	10
7	事業の収支計画		・収支計画に妥当性はあるか。 ・収支計画における公費の金額が上限金額を超えるものでないか。	10	
8	リスクに対する回避策		・事業に内在するリスクを認識しており、そのリスクに対する回避策があるか。	5	
9		事業の自立性	・補助金事業の完了後(令和9年4月以降)、当市の地域課題の解決のため、自立して事業を実施していくことができるか。	10	
合計				100	

カ 選定方法

(ア) 原則、1つの申請事業を選定する。

(イ) 会長を含む全委員の評価点が上記基準の全ての項目において6割以上となった事業について、本市が抱える地域課題や財政等の状況に鑑み、合議により申請事業を選定する。なお、評価点の合計が6割に満たない場合は、申請事業として選定しない。

(2) 参加手続

ア 提出書類

申請事業の選定に参加する事業者等は、以下を提出しなければならない。
なお、(ウ)～(ク)については、上記5に規定する市の事前確認を受けていること。

(ア) 行方市地域経済循環創造事業交付金申請事業選定に係る申込書(様式第1号)

(イ) 参加要件に係る申立書(様式第2号)

(ウ) 事業実施計画書(様式第3号)

(エ) 補助金事業の工程表(任意様式)

(オ) 申請事業の実施に当たり遵守すべき法令等及び取得が必要な許可等の状況(任意様式)

(カ) 補助金事業の詳細が分かる資料(任意様式)

(キ) 補助金事業の実施場所における登記事項証明書の写し

(ク) 直近2年分の市税(市町村税・特別区税)、都道府県税(道府県税・都税)、所得税(個人事業主の場合に限る)、法人税及び消費税に未納がないこと

を証明する納税証明書等一式

(ケ) その他市長が必要と認める書類

イ 提出部数

正本1部、副本6部の合計7部及び提出書類のPDFデータを提出すること。

ウ 提出期間

令和7年(2025年)9月16日(火)～9月30日(火)

持参の場合における受付時間は、平日の9時00分～17時00分とする。

エ 提出先

住所：〒311-3892 茨城県行方市麻生1561-9

行方市 企画部 政策秘書課

電子メール：seisaku01@city.namegata.lg.jp

オ 提出方法

正本及び副本は郵送（配達証明付書留郵便による郵送に限る。提出期間内必着とする。）又は持参により提出すること。なお、提出書類のPDFデータは電子メールで送付すること。

カ 留意事項

(ア) 提出書類は、申請事業の選定以外に使用しないものとする。

(イ) 書類の提出にかかる費用は、参加者の負担とする。

(ウ) 書類提出後は、事業計画書等の修正又は変更は認めない。

(エ) 提出された書類は、返却しない。

(オ) 提出された書類は、選定に伴う作業等に必要な範囲において、複製を作成することがある。

(3) 結果の通知

選定を受けた者に対して文書により通知する。なお、結果に関する問合せ、異議申立ては受け付けないとともに、選定経緯については公表をしない。

(4) 失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

ア 提出書類も虚偽の記載があった場合

イ 選定の公平性を害する行為があった場合

ウ 事業の採否の働きかけを行う目的で、事業者等又はその関係者が直接又は間接に本市職員等と接触を持った場合

エ 未提出書類があった場合

7 選定された申請事業の留意事項

(1) 計画内容は、原則、変更できないものとするが、総務省及び本市との調整の中で、補助金の目的を達成する上で必要があるときは、本市の承認を受けた上で変更するものとする。

- (2) 補助金額は、原則、増額できないものとする。
- (3) 事業者等は、本市から総務省へ交付申請をするまでの間、担当課による伴走支援を受けなければならない。

8 スケジュール

期間	内容
令和7年7月22日(火)～8月29日(金)	事前確認書類の受付期間
令和7年7月22日(火)～9月5日(金)	事前確認書類の確認期間
令和7年9月16日(火)～9月30日(火)	提出書類の受付期間
令和7年10月中旬頃(予定)	審査会の開催
令和7年10月下旬頃(予定)	選定結果を通知
令和7年11月～令和8年3月(予定)	本市による伴走支援期間
令和8年3月31日(火)(予定)	本市から総務省への交付申請
令和8年5月下旬(予定)	総務省の交付決定
令和8年5月下旬(予定)	市の交付決定
令和8年6月(予定)	補助金事業の事業着手
令和9年3月中旬(予定)	事業者等から本市への補助金事業に係る実績報告

9 問合せ先

〒311-3892 茨城県行方市麻生1561-9
 行方市 企画部 政策秘書課 政策グループ
 電話：0299-72-0811（内線：73-231）
 電子メール：seisaku01@city.namegata.lg.jp

別添

提出書類の記入方法

(1) 提出書類の様式

提出書類は所定の様式に記入の上、提出すること。

(2) 様式の入手方法

様式は、本市のホームページに掲載する。

(3) 書類作成時の書式等

ア 用紙サイズはA4とし、横書きとすること。

イ 文字のサイズは12ポイント以上で作成すること。

ウ 使用する言語は日本語とし、通貨は日本円とすること。

エ 提出書類は全て順に並べファイル等に綴じ、通しのページ数を付すこと。印刷の色は、カラー、白黒を問わない。

(4) 様式記入上の注意

ア 行方市地域経済循環創造事業交付金申請事業選定に係る申込書(様式第1号)担当者については、窓口となる者の連絡先等を記載すること。

イ 事業実施計画書(様式第3号)

以下のことをわかりやすく記載すること。

(ア) 産官学金労言の連携により、地域の資源と資金を活用した地域密着型の事業であること。

(イ) 事業の実施により、本市における公共的な地域課題への対応の代替となること。

(ウ) 同様の公共的な地域課題を抱える地方公共団体に対する高いモデル性があること。

(エ) 補助金の交付後は本市からの支援を必要としない持続可能な事業であること。

ウ 補助金事業の工程表(任意様式)

補助金事業の事業内容を記載すること。なお、補助金事業は令和8年6月1日以降に着手し令和9年2月28日までに完了すること。また、補助金事業の実施期間が2年にわたる場合、2年目の補助事業は令和9年4月1日以降に着手し、令和10年2月29日までに完了すること。

エ 申請事業の実施に当たり遵守すべき法令等及び取得が必要な許可等の状況(任意様式)

申請事業の実施に当たり必要な以下の内容について記載すること。

(ア) 遵守すべき法令等

(イ) 取得が必要な許可等の名称及び取得スケジュール